

○農林水産省告示第三号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十七条の規定に基づき、農林水産省又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から交付する令和二年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

令和二年十月二十七日

一 農林水産省から交付する特定補助金等

農林水産省から交付する特定補助金等

農林水産省から交付する特定補助金等

ICTを利用した漁業技術開発事業に係る委託費

養殖業成長産業化技術開発事業に係る委託費

内水面漁場・資源管理総合対策事業のうち効果的な外来魚抑制管理技術開発事業、先端技術を活用した力ワウ被害対策開発事業、環境収容力推定手法開発事業及び資源回復のための種苗育成・放流手法検討事業に係る委託費

ウナギ種苗の商業化に向けた大量生産システムの実証事業に係る委託費

さけ・ます等栽培対象資源対策事業に係る委託費

漁場環境改善推進事業に係る委託費及び補助金

食料生産地域再生のための先端技術展開事業のうち現地実証研究委託事業に係る委託費

安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業に係る委託費

水産業革新的技術導入・安全対策推進事業に係る補助金

放射能調査研究委託事業のうち「農林生産環境中における放射性核種の濃度変動の要因と動態の解明」に係る委託費

福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業に係る補助金

放射性物質測定調査委託事業に係る委託費

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から交付する特定補助金等

スマート農業加速化実証プロジェクトに係る委託費

「知」の集積と活用によるイノベーション創出推進事業のうちイノベーション創出強化研究推進事業に係る委託費

戦略的イノベーション創造プログラムのうちスマートバイオ産業・農業基盤技術に係る委託費

○農林水産省告示第四号

○経済産業省告示第二号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二十七条の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構から交付する令和二年度補正予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

令和二年十月二十七日

農林水産大臣 野上浩太郎

農林水産大臣 梶山 弘志

農林水産大臣 梶山 弘志

○経済産業省告示第二号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第六十三条第一項の規定に基づき、国等の特定補助金等の支出の実績の概要の通知があったので、同条第二項の規定に基づき、その要旨を公表する。

令和二年十月二十七日

経済産業大臣 梶山 弘志

労働力不足の解消に向けたスマート農業実証に係る委託費

平成三十年年度当初予算における国等の特定補助金等の支出の実績の概要の要旨

一 支出件数 総務省 約六十件
文部科学省 約百十件
厚生労働省 約十件

農林水産省 約二百件
経済産業省 約千百件
国土交通省 約四十件
環境省 約十件
総務省 約二十億円
文部科学省 約十八億円
厚生労働省 約一億円
農林水産省 約十二億円
経済産業省 約二百七十一億円
国土交通省 約三億円
環境省 約八億円

平成三十年年度補正予算における国等の特定補助金等の支出の実績の概要の要旨

一 支出件数 約九千四百三十件

二 支出金額 約七百五十三億円

○経済産業省告示第二号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第六十二条第一項の規定に基づき、令和二年度中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の交付の方針が定められたので、同条第三項の規定に基づき、その要旨を公表する。

令和二年十月二十七日

経済産業大臣 梶山 弘志

令和二年度中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の交付の方針の要旨
新型コロナウイルス感染症の影響により、我が国の四一六月期の実質GDP成長率は、前期比年率マイナス二十七・八%にまで落ち込むなど、経済はこれまでにない大きな打撃と混乱が生じている。特に、中小企業者及び事業を営んでいない個人（以下「中小企業・小規模事業者等」という）においては、業況感や資金繰りの状況等が急激に悪化するとともに、製造業などを中心に、雇用過剰感が高まっている状況にある。

こうした状況を打破していくためには、雇用の維持と事業の継続に係る取組や経済活動の回復に係る取組等を進めていくことが必要であるとともに、次代を担う新産業の創出に係る取組についても、引き続き推進していくことが重要である。

このため、中小企業・小規模事業者等の創意ある成長発展や生産性向上による経済の活性化に向けて、国等が、中小企業・小規模事業者等へ向けた研究開発経費の支出の機会の増大を図り、当該研究開発成果の事業化を支援することの必要性が一層高まっている。

このような認識に立ち、国は、令和二年度における中小企業・小規模事業者等に対する中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）以下「経営強化法」という）第二十七条に規定する特定補助金等の経営強化法第六十二条第一項の規定に基づく交付の方針を次のとおり定め、国等の特定補助金等の交付に当たり、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業・小規模事業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るよう努める。

一 中小企業・小規模事業者等向け支出目標
国等は、令和二年度予算における国等の特定補助金等の交付金額のうち、中小企業・小規模事業者等に対して支出する額が、約四百六十三億円となるよう努めるものとする。

なお、令和元年度補正予算については、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」を含む約二千三百三十二億円を中小企業・小規模事業者等に対して支出するよう努めるものとする。

また、令和二年度第一次補正予算及び第二次補正予算については、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」を含む約五百二十二億円を中小企業・小規模事業者等に対して支出するよう努めるものとする。